

様式第8号(その3)

氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	小計	合計
	本店又は 配置営業所																										
資格等名																											
測量士補																											
二級建築士																											
建築積算士																											
インテリアコーディネーター																											
インテリアプランナー																											
JSCA建築構造士																											
1級管工事施工管理技士																											
2級管工事施工管理技士																											
第一種電気工事士																											
第二種電気工事士																											
1級電気工事施工管理技士																											
2級電気工事施工管理技士																											
1級土木施工管理技士																											
環境計量士(濃度)																											
環境計量士(騒音・振動)																											
第一種電気主任技術者																											
第二種電気主任技術者																											
第三種電気主任技術者																											
伝送交換主任技術者																											
線路主任技術者																											
1級造園施工管理技士																											
農業土木技術管理士																											
畑地かんがい技士																											
林業技士(森林土木)																											
地質調査技士																											
不動産鑑定士																											
補償業務管理士(土地調査)																											
補償業務管理士(土地評価)																											
補償業務管理士(物件)																											
補償業務管理士(機械工作物)																											
補償業務管理士(営業補償・特殊補償)																											
補償業務管理士(事業損失)																											
補償業務管理士(補償関連)																											
補償業務管理士(総合補償)																											
土地改良補償業務管理者																											
土地調査業務経験7年以上の者																											
土地評価業務経験7年以上の者																											
物件業務経験7年以上の者																											
機械工作物業務経験7年以上の者																											
営業補償・特殊補償業務経験7年以上の者																											
事業損失業務経験7年以上の者																											
補償関連業務経験7年以上の者																											

- 備考1 該当する部分に○印を記入してください。
- 「小計」の欄は、ページごとの各技術者の人数の合計を記入してください。「合計」の欄は、最終ページにおいて、各技術者の小計の合計を記入してください。
  - 土木関係建設コンサルタントにおける大学・高等専門学校を卒業後当該業務経験20年以上の者及び高等学校・専修学校を卒業後当該業務経験が25年以上の者については、次により申請することができます。
    - 1人の技術者につき、1つの業務に限り申請することができます。
    - 技術士及びRCCMの資格保有者については、保有資格に係る業務以外の1つの業務について申請することができます。